

岩手県企業局長期経営方針

～地方公営企業として成長し続けるために～



平成 22 年 3 月

岩 手 県 企 業 局



はじめに

企業局は、昭和 30 年に電力局として発足以来、今日まで、時代の要請に応じながら、生活に欠かすことのできないクリーンなエネルギーである水力・風力発電と良質な工業用水の供給を通じて、県民生活の向上や産業の発展に貢献できるよう努めてまいりました。

しかしながら、近年、企業局を取り巻く環境は大きく変化し、電力自由化による経営への影響や、地球温暖化対策を推進するうえで再生可能エネルギーの担い手としての期待、そして建設から 50 年以上経過し老朽化が進む発電施設への対策など、将来にわたって安定した経営を行っていくうえで、引き続き取り組まなければならない多くの課題があります。

このような中、企業局はいま節目の年を迎えています。その節目とは、電気事業にあっては、今後とも地元の電力会社へ長期間、安定的に電力を供給するという契約を結んだこと、また、工業用水道事業にあっては、昭和 53 年の創業以来抱えていた累積欠損金が平成 21 年度末で解消の目途が立ったことなどであります。

そこで、この節目の年にあたり、今後とも地方公営企業として、長期的視点でこれらの課題への的確に対応しながら、時代に適応した経営に努めていく必要があると考え、今般、この「長期経営方針」を策定いたしました。

私たちは、この方針に基づいて事業を計画的にそして着実に実施し、県民の皆様が豊かで幸せに暮らしていくためのお役に立てるよう全力で取り組んでまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

平成 22 年 3 月

岩手県公営企業管理者
企業局長 千葉 勇人



ゆるぎない決意

岩手県企業局は、将来にわたり地域社会の発展と県民福祉の向上のため、電気事業及び工業用水道事業を継続し、県民から信頼・信用される地方公営企業として成長し続けます。

電気事業は、「運転年数100年」をめざす取組を進めます。

工業用水道事業は、「自立経営の実現」をめざす取組を進めます。

< 目 次 >

策定趣旨等

1 策定趣旨	1
2 位置づけ	2
3 取組期間	2

企業局の役割 これまで果たしてきた社会的役割

1 電気事業	3
2 工業用水道事業	5

経営方針

1 基本理念	6
2 経営方針（重視する5本柱）	6

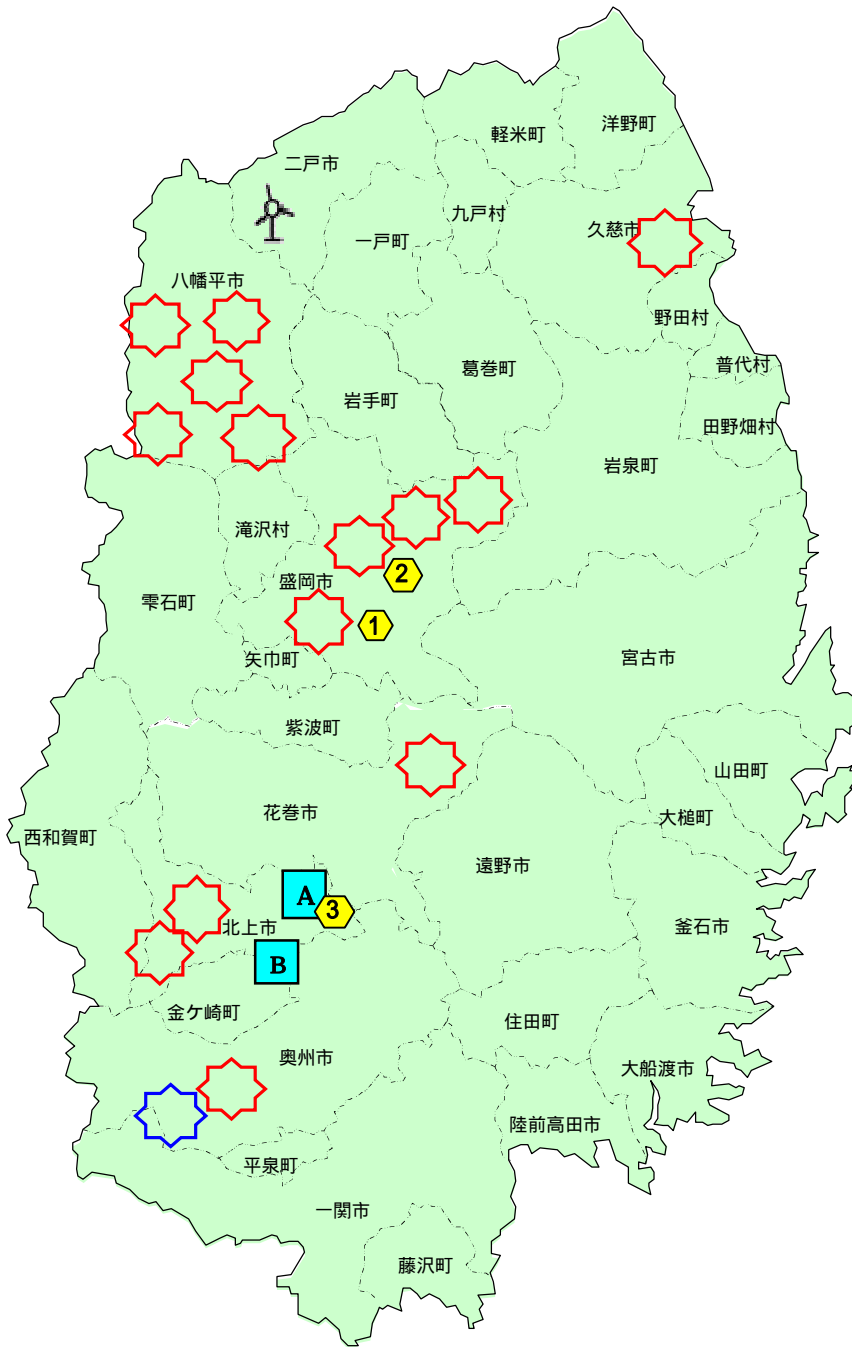
長期ビジョン

1 基本的な考え方	7
2 今後の役割	7
3 企業局のめざす将来像	
（1）電気事業のめざす将来像	8
（2）工業用水道事業のめざす将来像	8
（3）職員や組織のめざす将来像	9

長期的な課題及び取組の方向性

1 電気事業	10
2 工業用水道事業	12
3 共通的事項	14

企業局施設等の配置図



【本局・施設管理所】

- 1** 本局 (盛岡市)
- 2** 施設総合管理所 (盛岡市)
- 3** 県南施設管理所 (北上市)

【電気事業】

〔水力発電所〕

〔運転中〕

- 胆沢第二発電所 (奥州市)
- 岩洞第一発電所 (盛岡市)
- 岩洞第二発電所 (盛岡市)
- 仙人発電所 (北上市)
- 四十四田発電所 (盛岡市)
- 御所発電所 (盛岡市)
- 滝発電所 (久慈市)
- 北ノ又発電所 (八幡平市)
- 北ノ又第二発電所 (八幡平市)
- 入畑発電所 (北上市)
- 松川発電所 (八幡平市)
- 早池峰発電所 (花巻市)
- 柏台発電所 (八幡平市)
- 北ノ又第三発電所 (八幡平市)

〔建設中〕

- 胆沢第三発電所 (奥州市)

〔風力発電所〕

- 稲庭高原風力発電所 (二戸市)

【工業用水道事業】

- A** 第一北上中部
工業用水道事業 (北上市)
- B** 第二北上中部
工業用水道事業 (北上市)

施設総合管理所： 企業局の全発電施設の集中監視制御による運転監視と県北・県中部にある発電施設の維持保守管理を実施しています。

県南施設管理所： 工業用水道施設と県南部にある発電施設の維持保守管理を実施しています。



策定趣旨等

1 策定趣旨

岩手県企業局では、近年、電力自由化等の規制緩和や地方公営企業の経営健全化・効率化の推進など、社会経済情勢の変化や行財政改革に対応して、中長期的観点に立った経営の推進に努めてきました。

これまでも、全国の地方公営企業の中でいち早く経営体制の強化や運転管理の近代化に取り組み、昭和 63 年には県北・県央の発電施設を対象とする集中監視制御システムを導入、平成 12 年には同システムの対象を全発電施設に拡大し、無人化により組織のスリム化を図るなど、常に効率的な経営に努めてきました。

更には、平成 15 年度から 18 年度までは、経営改革プログラムや第 1 次中期経営計画により、また、平成 19 年から 21 年度までは第 2 次中期経営計画により、経営基盤の強化や経営の効率化により実効性を高めながら取り組んできました。

このような中、地球温暖化対策の強化や景気雇用情勢の急激な変化など、企業局が運営する電気事業や工業用水道事業を取り巻く経営環境は、急速で、かつこれまでにない規模で変化していますが、電力や工業用水の安定供給など、事業の本質や価値は今後も変わるものではなく、このような環境変化にも的確に対応するためには、これまでも増した経営管理のもと、職員が一丸となって事業の推進を図る必要があります。

企業局では、地方独立行政法人化など、経営形態のあり方についても検討を行いましたが、計画的な業務遂行のもと、今後も業務の効率性やサービス水準の向上を図っていくことが可能であることから、平成 18 年度には、当面、現行の地方公営企業方式として事業を継続することを決定しています。

今後も地方公営企業として、事業の安定経営を通じて地域社会の発展と県民福祉の向上に寄与していきたいとの「ゆるぎない決意」をもって取り組んでいきたいと考えています。

本方針は、企業局が今後も時代の要請に対応しながら、将来にわたって地方公営企業として積極的な役割を担っていくため、経営の基本理念を踏まえ、向かうべき将来像を描くとともに、長期的課題への取組方針を示すものとして策定したものです。

2 位置づけ

(1) 長期経営方針の位置づけ

本方針は、企業局が将来にわたって、地域社会の発展と県民福祉向上に寄与するため、電気事業と工業用水道事業を継続する決意を示すとともに、企業局がめざす将来像や概ね 10 年後のありたい姿を描きながら、長期的な対応が求められる課題及びその解決に向けた取組の方向性を示すものです。

(2) 中期経営計画との関係

中期経営計画は、本方針で掲げる「概ね 10 年後のありたい姿」を具現化するための行動計画として位置づけ、具体的な目標を設定して取り組むものです。

(3) 他の計画との整合性

本方針は、「いわて県民計画」(平成 21 年 12 月策定)における企業局の役割を踏まえて策定したものです。

3 取組期間

(1) 長期経営方針

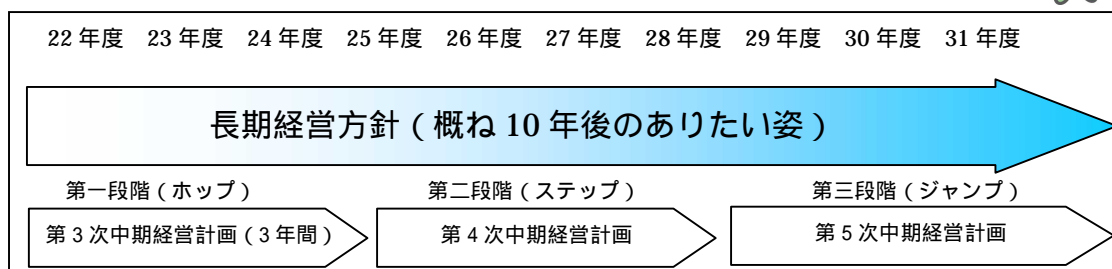
10 年間 平成 22 年度から平成 31 年度まで

(2) 中期経営計画

3 年間 平成 22 年度から平成 24 年度まで (第 3 次中期経営計画)

本方針の 10 年間は、「ホップ・ステップ・ジャンプ」をイメージした 3 段階で取り組むこととし、第 3 次中期経営計画はその第一段階として 3 年計画としています。その後の計画については、取組の進捗状況等を踏まえて期間を設定することとしています。

取組の構成イメージ





企業局の役割 これまで果たしてきた社会的役割

企業局は、昭和30年10月に電力局として発足して以来、電気事業、工業用水道事業、観光施設事業（昭和54年3月廃止）及び有料道路事業（平成4年3月廃止）を展開し、地域振興や産業振興など、県の振興施策に深く関わり、県政の推進に重要な役割を担ってきました。

1 電気事業

本県の電気事業は、「河川総合開発」や「北上特定地域総合開発計画」による、洪水調節や農業用水の安定供給を目的に設置された多目的ダム事業への共同参画としての役割も担いながら、「純国産エネルギー」である水力発電事業を行い、県内電力供給の一翼を担ってきましたが、近年は、地域に賦存するエネルギー資源の活用と環境との調和をめざし、中小水力発電や風力発電開発などの新エネルギー¹の導入などに先駆的に取り組んできました。

その結果、現在は、14水力発電所と1風力発電所を有しており、発電する電力は、ほぼ全量を東北電力株式会社に供給していますが、県内の発電施設で発電される電力量の約4分の1を占めており、一般家庭の約17万世帯分の電力に相当しています。

また、このようなクリーンなエネルギーによるCO₂排出抑制効果は、約27万tであり、本県の地球温暖化対策に大きく貢献しています。

企業局発電所一覧（供給開始順）

（平成22年3月1日現在）

発電所名	型式	最大出力(kW)	所在地	供給開始	備考
胆沢第二	ダム水路式	6,800	奥州市	S32.10	出力増600kW H20.3
岩洞第一	ダム水路式	41,000	盛岡市	S35.12	
岩洞第二	水路式	8,600	盛岡市	S35.12	出力増300kW H13.9
仙人	ダム水路式	37,600	北上市	S39.4	
四十四田	ダム式	15,100	盛岡市	S42.12	
御所	ダム式	13,000	盛岡市	S56.1	
滝	ダム式	450	久慈市	S57.7	
北ノ又	水路式	7,000	八幡平市	S58.10	
北ノ又第二	水路式	3,400	八幡平市	H元.10	
入畑	ダム式	2,100	北上市	H2.4	
松川	水路式	4,600	八幡平市	H8.10	
早池峰	ダム式	1,400	花巻市	H12.6	
柏台	水路式	2,700	八幡平市	H14.10	
北ノ又第三	水路式	61	八幡平市	H22.2	
胆沢第三	ダム式	1,500	奥州市	建設中	運転開始予定H26
水力計		145,311			
稲庭高原風力		1,980	二戸市	H13.9	
合計		147,291			



〔農業用水の供給〕

胆沢第二発電所、岩洞（第一・第二）発電所及び仙人発電所では、共同事業者として、農業用水の供給と一体的に発電を行ってきたほか、共有施設の維持管理も受託しているなど、農業用水の安定供給をはじめとする多面的機能の安定維持も担ってきました。

電気事業による農業用水の供給状況（平成20年度）

区 分	給水量 (千m ³)	(参考)土地改良区規模 (H21.3.31現在)	
		組合員数(人)	地区面積(ha)
胆沢平野土地改良区	67,181	7,383	9,446
岩手山麓土地改良区連合	68,864	1,695	1,506
和賀川土地改良区	41,226	3,149	4,275
計	177,271	12,227	15,227

注1 給水量は、平成20年度農業用水取水実績による。

注2 土地改良区規模は、県農村計画課資料（土地改良区名簿）による。

注3 和賀川土地改良区は、平成20年度合併により岩手中部土地改良区に再編されているため、合併前のデータによる。

環境保全・クリーンエネルギー導入促進積立金の活用（千円）

区 分	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
活用額（取崩し）	49,941	47,160	39,672	50,510
【活用事例】				
・市町村等の小規模なクリーンエネルギー設備導入支援 （ソーラー式防犯灯、ソーラー式津波避難誘導灯など延べ48件）				
・一般会計への繰出し （住宅用太陽光発電補助、バイオエタノール開発研究など延べ21件）				

注 H21年度は最終予算額

植樹活動支援の実績（平成16～21年度 延べ数）

地区数	苗木提供	職員参加支援
84地区	27,610本	523名

〔地域貢献〕

資産の有効活用策として、一般会計が行う地域振興や環境保全に関連する事業を対象とした、長期貸付や繰出による財政支援のほか、平成18年に創設した「環境保全・クリーンエネルギー導入促進積立金」²を活用した新エネルギーの導入促進や植樹活動などによる環境保全活動への支援なども実施し、地域社会に貢献しています。

〔地球温暖化対策への貢献〕

企業局が行う水力発電や風力発電は、発電過程ではCO₂をほとんど排出しない「純国産の再生可能エネルギー」として、地球温暖化対策に貢献しています。

CO₂排出抑制効果

区 分	排出抑制量	摘 要
水力発電及び風力発電による排出抑制量	約270,000t	・水力発電及び風力発電による年間発電量を基に算出したCO ₂ 排出抑制効果（H20年度） 県内の一般家庭約3万6千世帯分の排出量に相当 石油火力で同量の発電をした場合と比較すると約12万k（灯油缶687万個分）の原油節減効果に相当
地域貢献等による排出抑制量	約5.2t	市町村等の小規模なクリーンエネルギー導入設備に係るCO ₂ 排出抑制効果（H18～21年度）

注 算出に用いた係数等

排出抑制量：環境省が示すCO₂排出係数 0.555kg CO₂/kWh（平成20年度）

CO₂排出量の世帯数換算：岩手県一世帯あたりの排出量 7.461kg CO₂（平成17年）

原油節減効果：9.76GJ/千kWh×0.0258k/GJ

【用語解説】

1 「新エネルギー」

国では、経済性の面での制約から普及が進んでいない石油代替エネルギー等を「新エネルギー」（代表的なものは、1,000kW以下の水力発電、風力発電、太陽光発電（太陽熱）バイオマス発電、雪氷冷熱利用など）としていますが、本県では、全ての水力エネルギーと地熱エネルギーも含めて「新エネルギー」と位置づけて取り組んできました。

2 「環境保全・クリーンエネルギー導入促進積立金」

電気事業会計において、平成17年度に未利用地処分に伴う特別利益が生じたことから、当該分を利益処分して創設した積立金であり、県内の環境保全やクリーンエネルギーの導入促進に関連する事業に活用しています。





2 工業用水道事業

工業用水道事業は、昭和40年代の「岩手県県勢発展計画」により決定された、北上市や金ケ崎町を中心とする「大規模工業団地開発計画」において、企業局が事業を実施することとされ、昭和53年5月から給水を開始し、良質な工業用水の安定供給を通じて産業振興による雇用機会の拡大と県民所得の増大に寄与しています。

工業用水道事業総括表

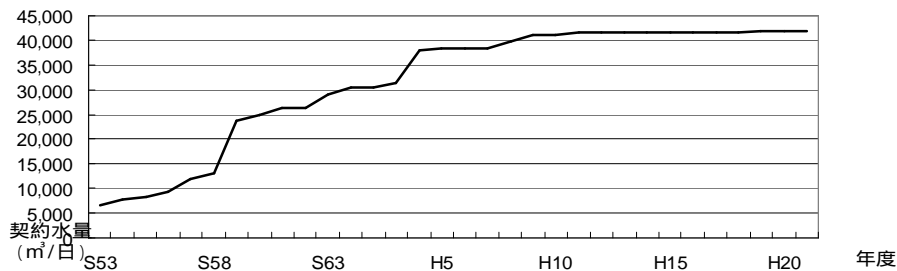
(平成21年4月1日現在)

区分		給水能力 m ³ /日	契約水量 m ³ /日	企業数	契約率 %	水源	給水開始
A	第一北上中部	38,600	25,730	12	66.7	北上川表流水 早池峰ダム	S 53.5(旧北上中部) H 4.4(旧第三北上)
	うちろ過水	8,000	8,000	1	100.0		S 59.7
B	第二北上中部	29,760	16,061	6	54.0	入畑ダム	S 56.1
	うちろ過水	13,000	11,900	1	91.5		S 60.1(第一期) H 4.10(第二期)
計		68,360	41,791	18	61.1		

注 給水対象区域(工業団地)

A: 北上工業団地 B: 岩手中部(金ケ崎)工業団地、北上南部工業団地(計画)

工業用水道契約水量の推移



〔産業振興及び雇用への寄与〕

現在、北上市や金ケ崎町の工業団地に立地する半導体や自動車関連工場を中心に、安定かつ良質な工業用水を供給しており、本県におけるものづくり産業の振興や、地域の雇用確保に寄与しています。

〔参考資料〕

製造品出荷額 (平成19年度実績)	1兆3,564億円
----------------------	-----------

注 上記金額は、工業用水供給企業が含まれる岩手中部地域及び胆江地域の出荷額の合計を示す。

工業用水供給企業の従業員数 (平成20年4月1日現在)	約8,500人
--------------------------------	---------

(データ提供: 県企業立地推進課)

〔品質管理〕

工業用水の供給では、供給停止事故の回避や水質管理を最優先に取り組んでおり、水質管理上重要な指標である濁度は、基準値を大幅に下回る良好な値を維持し、ユーザーの期待に応えています。

水質(濁度)の状況(平成20年度)

区分		基準値	通常値
第一北上中部	旧北上中部	15度以下	1.0~1.7
	旧第三北上中部		0.5~0.7
	うちろ過水	0.5度以下	0.03~0.05
第二北上中部		15度以下	0.3~0.7
	うちろ過水	0.5度以下	0.00~0.07

注 通常値は、平成20年度中の各月毎平均値の「最低~最高」を示す。

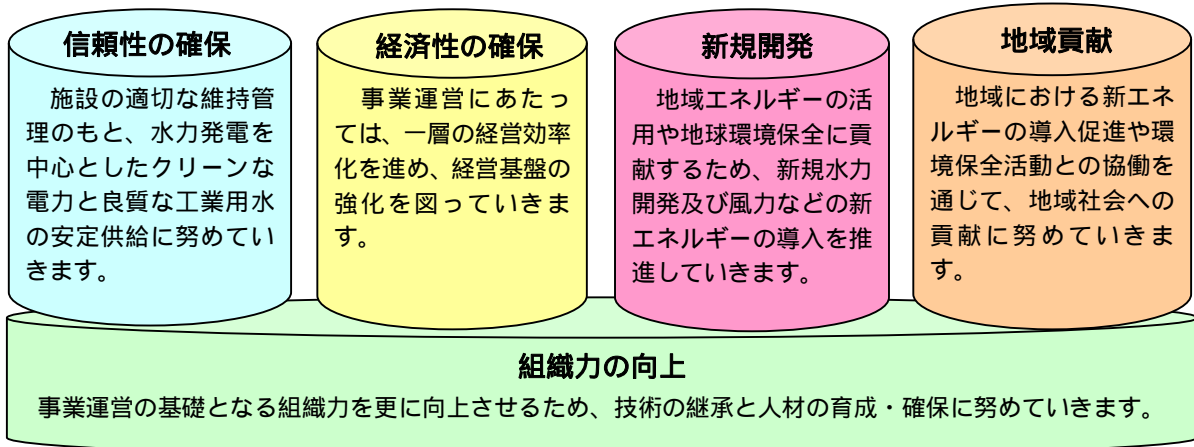


経営方針

1 基本理念

岩手県企業局は、地球環境にやさしいクリーンな電力と良質な工業用水の安定供給に努めるとともに、新エネルギーへの取組を通じた循環型社会の構築への貢献など、時代の要請やニーズに積極的に応え、地域社会の発展と県民福祉³の向上に寄与します。

2 経営方針（重視する5本柱）



参考 地方公営企業の基本原則

地方公営企業法（抜粋）

（経営の基本原則）

第3条 地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（抜粋）

（設置）

第1条 電源を開発し及び工業用水道を整備して産業経済の発展と民生の安定に寄与するため、電気事業及び工業用水道事業を設置する。

（経営の基本）

第2条 電気事業及び工業用水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2（省略）

【用語解説】

3 「県民福祉の向上」

ここでいう「福祉」は、「幸せ」や「豊かさ」とも言い換えられるものであり、社会（県民）全体が豊かで幸せな生活が送れるようになることをいいます。





長期ビジョン

1 基本的な考え方

私たちは、社会経済情勢がもたらす経営環境の変化に的確に対応し、成長し続けるため、次のような「ゆるぎない決意」を示します。

ゆるぎない決意

岩手県企業局は、将来にわたり地域社会の発展と県民福祉の向上のため、電気事業及び工業用水道事業を継続し、県民から信頼・信用される地方公営企業として成長し続けます。

2 今後の役割

企業局は、クリーンな電力や良質な工業用水を安定的かつ確実に供給してきた長年の実績があり、また、地域や関係団体との良好な信頼関係を維持しています。

また、国内では、平成 62 年（2050 年）までに CO₂ の排出量半減をめざす地球温暖化対策が進められるなか、水力発電は、発電過程では CO₂ をほとんど排出しない「純国産の再生可能エネルギー」としてその価値が再認識され、中小水力開発の担い手である地方公営企業にも、その役割が期待されています。

企業局は、今日のようなめまぐるしい経営環境の変化の中にあっても、これまでに培ってきたノウハウや信頼関係といった有形無形の財産を積極的に生かしながら、地方公営企業として持続的な成長をめざして取り組んでいきます。

- 1 産業や県民生活に欠かせない基盤として、電力や工業用水の安定供給を今後も継続していきます。また、岩洞ダムなど農業側との共有施設を適切に維持管理し、農業用水の安定供給にも寄与していきます。
- 2 一層の経営効率化を進め、両事業の安定経営を通じて地域社会の発展と県民福祉の向上に寄与していきます。
- 3 豊かな自然エネルギー資源の更なる活用を図るため、自然との共生にも配慮しつつ、これまで培ってきたノウハウを生かしながら中小水力発電等の開発を進めていきます。
- 4 新エネルギーの利活用や地球温暖化対策を促進するため、直接的な支援や県施策との連携などを通じた地域貢献に努めていきます。

なお、「事業の安定した継続は人材によって支えられ、成長する」という認識に基づき、職員が意欲と誇りをもって業務に当たられるよう、組織としての取組を充実させるとともに、これまで培ってきた技術の継承や人材育成のあり方の検討など、組織力の更なる向上に取り組んでいきます。



3 企業局のめざす将来像

(1) 電気事業のめざす将来像

電気事業は、既設発電所の長期運転などを通じて、電力の安定供給や農業用水の安定供給などにより、地域の産業経済の発展と県民の福祉の向上に寄与するとともに、新規水力開発やクリーンエネルギーの導入・促進を図ることなどにより、地球環境保全や地域に賦存するエネルギー資源の活用促進にも貢献しています。

【概ね 10 年後のありたい姿】

電力会社との卸供給に係る長期の基本契約⁴のもとで、安定経営を維持しています。

農業用水やダムなどの共同事業者と良好な関係を継続しています。

老朽化した発電施設の修繕・改良を計画的に進め、資金や技術力を含め、次の節目となる「運転年数 100 年」⁵を目指す取組や運営体制の整備を進めています。

新規水力開発地点については、候補地点の詳細検討を進め、補助金制度や積立金等を活用しながら、積極的に開発を推進しています。

新規風力開発地点については、これまでの実績や経験を生かしながら単独事業や共同事業を展開しています。

その他の新エネルギーについては、情報収集を継続し適時に事業化検討する体制を整えています。

(2) 工業用水道事業のめざす将来像

工業用水道事業は、良質な工業用水の安定供給を通じて、産業振興に欠かせないインフラとして、地域の産業経済の発展と県民所得の向上に寄与しています。

【概ね 10 年後のありたい姿】

老朽化した施設の修繕・改良計画を推進し、良質な用水の安定供給が継続できる体制の整備を進めています。

未売水対策として取り組む入畑ダムの水源転用後⁶（平成 25 年度以降）は、黒字経営を維持し、一般会計からの出資や電気事業会計からの長期借入を必要としない自立経営を行っています。

自立経営の継続を進めながら、ユーザーと共存共栄をめざす事業運営を実現しています。

将来の産業振興の観点から、必要な水源の確保や施設整備のあり方を関係機関と十分に検討し、必要な取組を行っています。



(3) 職員や組織のめざす将来像

事業の円滑な推進を通じて、企業局が公営企業として産業経済の発展と県民福祉の向上に寄与していることが広く認識され、県民から信頼と期待が寄せられています。

また、技術の継承や人材育成等が進み、職員一人ひとりの能力が向上するとともに、職員がその能力を十分に発揮できる職場環境が整備されることにより、組織全体の能力が向上するなど、事業運営の基盤が確立されています。

【概ね 10 年後のありたい姿】

企業局の事業活動への理解と認識が広く県民に浸透するとともに、職員は、県民からの信頼や期待に応えるべく自覚と誇りをもって業務に当たっています。

人材育成・確保の方針や計画に基づき、事業に必要な人材の確保や、個々のスキルアップを図るとともに、世代間の継承のしくみが構築され、組織体制が充実しています。



企業局施設見学会（H21 稲庭高原風力発電所）



植樹活動への職員参加（H21 山田町）



【用語解説】

4 「基本契約」

平成 22 年度以降も電力会社に電力を卸供給するため、供給期間や対象発電所など基本的な内容をもって「電力受給に関する基本契約書」を締結しました。なお、電気料金については、別途「卸供給料金算定規則」に基づき電力会社と相対交渉のうえ決定されます。（これまでは 2 年毎に決定）

5 「運転年数 100 年」

発電所のうち胆沢第二発電所、岩洞発電所、仙人発電所は運転開始からほぼ 50 年を経過しています。電気・機械設備の定期的な更新改良のほか、老朽化が進む取水設備や水路などの土木工作物にも十分な対策を講じ、次の節目として「運転年数 100 年」を目指すものです。

6 「入畑ダムの水源転用」

入畑ダムに日量 52,000 m³を確保していた第二北上中部工業用水道の水源は、当初計画どおりに企業立地が進まず大量の未売水として抱えていましたが、国営かんがい排水事業「和賀中部地区」の農業用水源として、平成 24 年度に日量 35,000 m³を転用する予定です。これに伴い転用対価としての収入が見込まれています。



長期的な課題及び取組の方向性

1 電気事業

(1) 施設の老朽化への対応

【現状と課題】

主要発電所は、運転開始後 50 年を経過するなど施設の老朽化が進むことから、施設の延命化、即ち、次の節目となる「運転年数 100 年」をめざすためには、施設の現況を十分に調査把握したうえで、今後の修繕・改良を計画的に実施する必要があります。

特に、法定耐用年数⁷を超過する取水施設や導水路等の土木工作物については、対応方針を定めて適切に対応する必要があります。

【取組の方向性】

運転年数 100 年を目指し、発電所の重要度や老朽化及び劣化の状況を踏まえた維持管理方針を策定し、修繕・改良 10 カ年計画⁸に的確に反映しながら着実に取り組みます。

土木工作物等は、これまで主として部分的修繕など対症療法的な方法により対応してきましたが、これらが法定耐用年数を超過する時期を迎えることから、施設の劣化状況など現況調査を踏まえて、その対応策を重点的に検討します。

修繕・改良の実施にあたっては、修繕準備引当金制度⁹を活用した工事費の平準化や新規開発を含めた資金計画に配慮しながら進めます。

(2) 共同事業者との緊密な連携

【現状と課題】

電気事業における主要な発電所は、河川総合開発等において農業や治水等との共同事業として開始され、農業用水の供給と一体となった発電運用やダムの水位運用などの役割を担っています。

また、仙人発電所は、民間事業者と施設を共有し共同運転を実施しています。

円滑な発電事業や施設の多面的な機能を維持するためには、今後も共同事業者との緊密な連携が不可欠です。

【取組の方向性】

共有施設の維持管理等に必要な経費負担のあり方など、共同事業者として相互理解と協力のもとで適切な管理・運用を図りながら、安定供給に取り組みます。

共有施設の大規模な修繕・改良の実施にあたっては、事業の円滑な実施を図る観点から、共同事業者と緊密に調整・連携しながら取り組みます。

【用語解説】

7 「法定耐用年数」

有形固定資産の種類別に物理的・経済的に使用し得る基準期間を定めたものであり、減価償却費の算定の基礎になります。(地方公営企業法施行規則第7条で規定されています。)

8 「修繕・改良 10 カ年計画」

企業局では、施設や設備の状況を把握し、改良・修繕を計画的かつ効率的に実施するため、電気事業及び工業用水道事業ともに 10 年間の計画を立て、毎年見直ししながら取り組んでいます。

(電気事業：電気事業年度別事業実施計画 工業用水道事業：工業用水道事業年度別事業実施計画)

9 「修繕準備引当金制度」

何年かに一度の大規模修繕に備えて負担を平準化するため、各年度において一定の基準で費用計上し引当しています。





(3) 新規水力開発及び新エネルギー等への取組

【現状と課題】

水力発電は、CO₂をほとんど排出しない地球に優しい「純国産の再生可能エネルギー」として、その役割が見直されるとともに、公営電気事業者にも新規開発に係る期待が高まってきていますが、開発対象となる新規地点は、奥地化や小規模化してきており、採算性の面で開発コストが課題となっています。

そのため、最近では、北ノ又第三発電所のように補助率の高い1,000kW以下の開発に取り組んでいます。

なお、その他の新エネルギーについては、一定の規模で普及が進んでいる風力発電や太陽光発電を除いては、技術的にはなお開発段階にあるものが多い状況です。

【取組の方向性】

水力開発は、平成26年度に運転開始予定の胆沢第三発電所の建設事業や胆沢第四発電所(仮称)の開発を推進するほか、新規開発に向けた調査等を積極的に実施し、有望地点の確保に努めます。

風力開発は、調査等を実施し有望地点の確保に努めるとともに、様々な開発手法も考慮しながら事業化に向けた取組を進めます。

その他の新エネルギーは、制度面や技術開発面などの動向を注視し事業展開の好機を逃すことのないよう情報収集の継続に努めます。

開発に係る補助金制度や積立金等の活用のほか、開発地点毎の事情を踏まえた建設単価、関係法令その他の検討事項を整理しながら事業化の検討を進めます。



岩洞第一発電所(地下発電所)



福庭高原風力発電所



柏台発電所と岩手山



2 工業用水道事業

(1) 自立経営に向けた取組

【現状と課題】

工業用水道事業は、計画決定から給水開始までの期間が長く、その間の社会経済情勢の変化や水使用の合理化等により水需要の拡大につながらない状況です。

そのため、現状では、一般会計からの出資や電気事業からの長期借入による支援をなくしては、資金繰りが厳しい状況にあります。未売水対策として平成24年度に予定されている入畑ダムの水源転用を契機として、自立経営の実現を図ることが課題です。

【取組の方向性】

入畑ダムの水源転用に伴う資金計画の見通しを踏まえて、財務体質の改善や工業用水の需要に対応した事業規模の適正化などを図り、一般会計からの出資や電気事業からの長期借入による資金融通を解消するとともに、借入金残高の削減に努めます。

適正な事業規模のもとで、一層の経営効率化を進めて安定的に黒字を計上するとともに、施設の計画的な修繕と将来の改良・更新に必要な資金の確保の両立を目指します。

一般会計及び電気事業会計からの支援状況 (平成20年度までの累計)

区 分	金額(千円)	摘 要	
一般会計	補助金(H3~10)	756,033	国の経営健全化団体指定を受け企業債利息返済に充当
	貸付金(同上)	2,430,884	同じく高利率企業債の繰上償還に充当(H20末残高 1,147,884千円)
	出資金(同上)	1,636,975	同じく企業債元金及び建設利息返済に充当
	出資金(H11~)	762,613	県独自の健全化計画に基づき資本的収支資金不足に補填
電気事業会計(貸付金)	1,726,734	県独自の健全化計画に対応ほか(H20末残高 695,914千円)	

(2) 事業運営のあり方

【現状と課題】

本県の工業用水道事業は、先行投資的な事業である特殊性から、責任水量制による料金制度を採用していますが、景気の影響や水使用の合理化などにより、実使用水量が契約水量を下回る状況が続いており、ユーザーから制度見直しの要望が出されていることなどから、今後の事業運営のあり方を検討する必要があります。

【取組の方向性】

工業用水道事業の経営の現状と今後の見通しを踏まえ、ユーザーからの理解と協力を得ながら、安定供給を維持できる事業運営のあり方を検討します。

事業運営の検討では、更なる経営コストの削減に努めながら、将来の設備投資計画を踏まえた資金の確保とのバランスに配慮しながら検討を進めます。

工業用水道料金

区 分	料金の種別	料 金 (m ³ あたり)	
		工業用水(一般水)	ろ過水
第一北上中部	基本料金	45円	44円
第二北上中部	超過料金	90円	22円

(参考) 国庫補助金導入事業基準料金

区 分	基準料金	
第一北上中部	旧北上中部	50円
	旧第三北上中部	45円
第二北上中部	50円	



(3) 施設の老朽化への対応

【現状と課題】

昭和 50 年代に建設された工業用水道施設は、送配水管設備等が耐用年数を経過する時期を迎えるなど老朽化が進みます。

良質な工業用水の安定供給を確保するためには、施設の現況を十分に調査把握したうえで計画的に修繕・改良を実施する必要があります。

【取組の方向性】

耐用年数の経過時期を迎える送配水管設備等をはじめ、施設の劣化状況など現況調査を踏まえた維持管理方針を策定し、修繕・改良 10 ヶ年計画に的確に反映しながら適切に取り組みます。

修繕・改良の実施にあたっては、給水停止の回避を最優先とし、良質な水質の確保にも配慮しながら取り組みます。

修繕・改良の実施にあたっては、将来の見通しを踏まえ、工事費の平準化や資金の安定的な確保について配慮しながら進めます。

(4) 関係機関との緊密な連携

【現状と課題】

工業用水道事業は、経済状況の影響を受けやすいことから、事業を安定的に継続していくためには、県の産業施策と一体的に取り組みする必要があります。

【取組の方向性】

新規の企業誘致等に伴う施設の整備や拡張は、県の関係部局や市町村と緊密な連携を図りつつ、動向を的確に把握しながら取り組みます。

景気の浮沈等に伴う動向に対しては、必要に応じた一般会計からの支援¹⁰を含め、県の関係部局と連携を図りながら対応します。



第二北上工業用水道事業施設



急速ろ過施設（半導体工場用高純度の水を精製）

【用語解説】

10 「一般会計からの支援」

工業用水道事業は、料金収入をもって経営することが原則ですが、景気の浮沈等により経営の悪化が見込まれるような場合は、産業振興の下支えの観点から、必要に応じ、一般会計からの財政的な支援として、税金による負担を受けることも想定されます。



3 共通的事項

(1) 地域社会への貢献等

【現状と課題】

電気事業及び工業用水道事業の実施そのものによる社会への貢献に加え、社会情勢の変化とともに、地域の振興や活性化の観点から、企業局の地域貢献事業への期待が高まっています。

このため、今後も「環境保全・クリーンエネルギー導入促進積立金」を活用した新エネルギーの導入促進や植樹活動などの環境保全活動との協働等を中心として、地域に貢献する取組を継続していく必要があります。

事業の推進に向けて企業局と地域社会との関わりなど、県民に企業局事業が理解され支持・支援が得られる取組が大切と考えています。

【取組の方向性】

地域貢献事業は、事業に必要な財源の確保とともに、新エネルギーの活用や地球温暖化対策の促進など、地域のニーズを的確に把握しながら、企業局が直接的に実施する事業のほか、県施策の支援や連携を通じた取組の充実に努めます。

また、一般県民や小中学生等を対象にした施設見学会や環境教室など環境啓発活動を行いながら、広く企業局事業の紹介に努めます。

地域住民、ユーザー及び関係機関から信頼と期待が寄せられるよう、経営や運転に関する情報公開を推進します。



クリーンエネルギー導入支援事業（大穂町 県立病院前バス待合室ソーラー照明）

(2) 技術継承及び人材の育成・確保

【現状と課題】

電気・機械技術職の年齢構成は、大きく均衡を欠いているほか、土木技術職は建設や維持管理経験者が少ないなどの状況にあることから、事業運営や世代間の技術の継承に必要な人材の育成・確保に向けた取組が必要です。

【取組の方向性】

事業継続に必要な基本的な組織体制の想定のもと、企業局が採用する電気・機械技術職は、求人活動の充実に努めながら計画的に採用するなど、均衡ある年齢構成の確保に努めます。

土木技術職及び事務職等については、企業局の勤務経験を有する職員の確保など、事業の安定した継続のための人事交流や局内配置に配慮します。

施設に関する保守管理や安全対策の情報を含めた継承すべき技術の整理やその方法について検討を進めます。

専門研修体系は、人材育成の観点からのカリキュラム評価など、これまでの取組を総括しながら時代に応じた見直しを進めます。





岩洞湖と姫神山(手前)・岩手山

岩手県企業局イメージキャラクター 「みずりん・みどりん」のご紹介



岩手県企業局のイメージキャラクターの「みずりん・みどりん」は、企業局が創立50周年を迎えるにあたり、県民の皆様にも、今後も親しみやすく身近な存在としてあり続けたいとの願いから、平成17年に作られました。このキャラクターは、デザイン創作を依頼した岩手県立産業技術大学校産業デザイン科の学生さんからの応募の中から決定した作品で、イメージキャラクターの愛称も、多数の応募の中から決定したものです。

この「みずりん・みどりん」は、企業局が行っている水力発電、工業用水道、風力発電を象徴するものであり、「みずりん」は、水(水力発電、工業用水)を、「みどりん」は、風(風力発電)を象徴するものになっています。

岩手県企業局

〒020-0023 岩手県盛岡市内丸 11 番 1 号

TEL 019-629-6388 FAX 019-629-6384

Eメール : EB0001@pref.iwate.jp

ホームページアドレス :

<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?cd=11956>